

新旧対照表(東京都建設泥土リサイクル指針)

改定案	現行(令和3年4月1日最終変更)	備考
<p data-bbox="290 604 1228 684">東京都建設泥土リサイクル指針</p> <p data-bbox="557 1514 961 1696">令和8年4月 東京都</p>	<p data-bbox="1457 604 2395 684">東京都建設泥土リサイクル指針</p> <p data-bbox="1724 1514 2128 1696">令和3年4月 東京都</p>	

P.1(抜粋)

第1章 基本的考え方

第1 本指針策定の目的

東京のさらなる発展と都民の豊かな生活や安全を確保していくためには、社会資本等の整備及び更新などが不可欠であるが、これに伴う建設工事からは、副産物として建設泥土が約374万8千トン(*1)と大量に発生している。

建設泥土は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)において「汚泥」に該当し、処理の方法が定められている。処理に当たっては、発生抑制、再資源化、都内処理率の向上等の促進を図ることが重要な課題となっている。

このため、都は、建設泥土の発生抑制、自ら利用、工事間利用等をより一層促進するため「東京都建設泥土リサイクル指針」(以下「本指針」という。)を策定する。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

*1 平成30年度センサスによる。

P.1(抜粋)

第1章 基本的考え方

第1 本指針策定の目的

東京のさらなる発展と都民の豊かな生活や安全を確保していくためには、社会資本等の整備及び更新などが不可欠であるが、これに伴う建設工事からは、副産物として建設泥土が約160万8千トン(*1)と大量に発生しており、そのうち、東京都関連工事(都、都監理団体、報告団体及び区市町村発注工事をいう。以下「都関連工事」という。)から発生するものが34万8千トン(約2割)となっている。

建設泥土は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)において「汚泥」に該当し、処理の方法が定められている。処理に当たっては、発生抑制、再資源化、都内処理率の向上等の促進を図ることが重要な課題となっている。

このため、都は、建設泥土の発生抑制、自ら利用、工事間利用等をより一層促進するため「東京都建設泥土リサイクル指針」(以下「本指針」という。)を策定する。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

*1 平成24年度センサスによる。

P.10(抜粋)

(2) 当該工事は、**建設発生土対策部会**で決定したものであること。

○当該工事は、「**建設発生土対策部会**」により、公共工事土量調査や建設泥土調査等の対象として調査を行い、その結果をもとに利用調整されたものに限る。

P.10(抜粋)

(2) 当該工事は、**東京都建設発生土利用調整会議**で決定したものであること。

○当該工事は、「**東京都建設発生土利用調整会議**」により、公共工事土量調査や建設泥土調査等の対象として調査を行い、その結果をもとに利用調整されたものに限る。

P.13(抜粋)

第2章 基本的な取組方針

環境に与える負荷の軽減、資源の有効利用、建設コストの縮減、都内処理率の向上等の課題に対応するため、以下により、建設泥土のリサイクルに取り組む。

① 計画的な取組の推進

建設泥土のリサイクルに当たっては、事前調査を十分に行うとともに、その結果をもとにリサイクル計画を作成し、計画的な建設泥土のリサイクルの推進に努める。

また、本指針の策定及び施策の進行管理等については、「東京都建設副産物対策協議会」(以下「協議会」という。)(*1)において行い、建設泥土の発生予測量の調査、一体の施工システム内処理土、混合処理土、建設泥土改良土等の工事間利用や覆土材利用に関する利用調整については、「建設発生土対策部会」(以下「対策部会」という。)(*2)において行う。

また、国発注工事、他県等の地方公共団体発注工事及び公益事業者発注工事に係る利用調整については、関東協議会等の活動を通じて行う。

④ 工事間利用の促進

工事現場外に搬出せざるを得ない場合は、一体の施工システム内処理土等は建設発生土の工事間利用として、建設泥土改良土は、一般指定制度又は個別指定制度等により工事間利用を最大限に行う。また、その利用調整は対策部会が行う。

P.13(抜粋)

第2章 基本的な取組方針

環境に与える負荷の軽減、資源の有効利用、建設コストの縮減、都内処理率の向上等の課題に対応するため、以下により、建設泥土のリサイクルに取り組む。

① 計画的な取組の推進

建設泥土のリサイクルに当たっては、事前調査を十分に行うとともに、その結果をもとにリサイクル計画を作成し、計画的な建設泥土のリサイクルの推進に努める。

また、本指針の策定及び施策の進行管理等については、「東京都建設副産物対策協議会」(以下「協議会」という。)(*1)において行い、建設泥土の発生予測量の調査、一体の施工システム内処理土、混合処理土、建設泥土改良土等の工事間利用や覆土材利用に関する利用調整については、「東京都建設発生土利用調整会議」(以下「利用調整会議」という。)(*2)において行う。

また、国発注工事、他県等の地方公共団体発注工事及び公益事業者発注工事に係る利用調整については、関東協議会等の活動を通じて行う。

④ 工事間利用の促進

工事現場外に搬出せざるを得ない場合は、一体の施工システム内処理土等は建設発生土の工事間利用として、建設泥土改良土は、一般指定制度又は個別指定制度等により工事間利用を最大限に行う。また、その利用調整は利用調整会議が行う。

P.14(抜粋)

⑤ 海面処分場の覆土材利用の促進

工事現場外に搬出せざるを得ない場合において工事間利用ができない場合は、一体の施工システム内処理土は建設発生土として、建設泥土改良土（工事現場の一体の施工システム外で改良したものに限る。）は一般指定制度又は個別指定制度により、海面処分場の覆土材利用を行う。

その利用調整は、**対策部会**が行うものとし、覆土材利用を希望する工事のうち、一体の施工システム内処理土、債務工事で前年度からの継続工事を優先に利用調整する。また、覆土材利用を希望する工事であっても、毎年度の海面処分場の埋立事業計画に定める覆土材必要量を超える場合は対象外となるが、このうち、泥土圧シールド（推進）工法の工事は、新海面処分場の基盤整備用材利用の対象とする。

⑥ 新海面処分場の基盤整備用材利用の促進

工事現場外に搬出せざるを得ない場合において工事間利用又は海面処分場の覆土材利用ができない場合で可能な場合は、一体の施工システム内で改良した場合は建設発生土として、一体の施工システム外（工事現場又は再資源化施設）で改良した場合は建設泥土改良土として一般指定制度により、新海面処分場の基盤整備用材利用を一定の枠内で行う（泥土圧シールド（推進）工法に限る。）。また、その利用調整は**対策部会**が行うものとし、海面処分場の覆土材利用ができないものを対象とする。

P.14(抜粋)

⑤ 海面処分場の覆土材利用の促進

工事現場外に搬出せざるを得ない場合において工事間利用ができない場合は、一体の施工システム内処理土は建設発生土として、建設泥土改良土（工事現場の一体の施工システム外で改良したものに限る。）は一般指定制度又は個別指定制度により、海面処分場の覆土材利用を行う。

その利用調整は、**利用調整会議**が行うものとし、覆土材利用を希望する工事のうち、一体の施工システム内処理土、債務工事で前年度からの継続工事を優先に利用調整する。また、覆土材利用を希望する工事であっても、毎年度の海面処分場の埋立事業計画に定める覆土材必要量を超える場合は対象外となるが、このうち、泥土圧シールド（推進）工法の工事は、新海面処分場の基盤整備用材利用の対象とする。

⑥ 新海面処分場の基盤整備用材利用の促進

工事現場外に搬出せざるを得ない場合において工事間利用又は海面処分場の覆土材利用ができない場合で可能な場合は、一体の施工システム内で改良した場合は建設発生土として、一体の施工システム外（工事現場又は再資源化施設）で改良した場合は建設泥土改良土として一般指定制度により、新海面処分場の基盤整備用材利用を一定の枠内で行う（泥土圧シールド（推進）工法に限る。）。また、その利用調整は**利用調整会議**が行うものとし、海面処分場の覆土材利用ができないものを対象とする。

P.15(抜粋)

- *1 東京都の建設副産物対策を推進するため、平成12年8月に設置されたものであり、都の関係10局で構成し、会長は都市整備局**理事**、事務局は都市整備局都市づくり政策部に置かれている。
- *2 東京都の建設発生土対策を推進するため、**令和6年4月**に設置されたものであり、都の関係**10局**で構成し、会長は都市整備局都市づくり政策部**水資源・建設副産物担当課長**、事務局は都市整備局都市づくり政策部に置かれている。

P.16(抜粋)

(2) 物質収支計算書の作成

設計業務受託者は、泥水循環方式その他の工法を採用する場合は、物質収支計算書を作成し、委託者に提出する。

P.18(抜粋)

ア 一体の施工システム内処理土の活用方法

一体の施工システム内処理土を海面処分場の覆土材に利用する場合には、発注部局の工事主管課長から海面処分場埋立工事を所管する環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課に「一体施工システム内処理土搬入申請書」(**様式一覧表 No.7**)を提出し確認を受けるものとする。

P.20(抜粋)

- ⑤ 「建設泥土再生利用計画書(自ら利用)」(**様式一覧表 No.15**)を作成し、保管していること。

P.22(抜粋)

(1) 一体の施工システム内改良による工事間利用の適用条件

- ⑤ **対策部会**で調整済みの工事であること。

P.23(抜粋)

② リサイクル伝票の使用

建設発生土の運搬に当たっては、「一体の施工システム内リサイクル伝票」(**様式一覧表No.11**)(以下「リサイクル伝票」という。)を使用する。

P.23(抜粋)

(1) 一般指定の適用条件

- ⑤ **対策部会**で調整済みの工事であること。また、国発注工事の場合は関東協議会等で調整済みの工事であること。

P.24(抜粋)

- ⑦ 発生側及び利用側工事の発注部局が利用計画を定め、「建設泥土の工事間利用に関する確認書」(**様式一覧表No.16**)を取り交わし、保管していること。

P.15(抜粋)

- *1 東京都の建設副産物対策を推進するため、平成12年8月に設置されたものであり、都の関係10局で構成し、会長は都市整備局**次長**、事務局は都市整備局都市づくり政策部に置かれている。
- *2 東京都の建設発生土対策を推進するため、**平成3年7月**に設置されたものであり、都の関係9局**及び3受入機関**で構成し、会長は都市整備局**都市づくり政策部長**、事務局は都市整備局都市づくり政策部に置かれている。

P.15(抜粋)

(2) 物質収支計算書の作成

設計業務受託者は、泥水循環方式その他の工法を採用する場合は、物質収支**計**算書を作成し、委託者に提出する。

P.18(抜粋)

ア 一体の施工システム内処理土の活用方法

一体の施工システム内処理土を海面処分場の覆土材に利用する場合には、発注部局の工事主管課長から海面処分場埋立工事を所管する環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課に「一体施工システム内処理土搬入申請書」(**様式 10**)を提出し確認を受けるものとする。

P.20(抜粋)

- ⑤ 「建設泥土再生利用計画書(自ら利用)」(**様式 17**)を作成し、保管していること。

P.22(抜粋)

(1) 一体の施工システム内改良による工事間利用の適用条件

- ⑤ **利用調整会議**で調整済みの工事であること。

P.23(抜粋)

② リサイクル伝票の使用

建設発生土の運搬に当たっては、「一体の施工システム内リサイクル伝票」(**様式13**)(以下「リサイクル伝票」という。)を使用する。

P.24(抜粋)

(1) 一般指定の適用条件

- ⑤ **利用調整会議**で調整済みの工事であること。また、国発注工事の場合は関東協議会等で調整済みの工事であること。

P.24(抜粋)

- ⑦ 発生側及び利用側工事の発注部局が利用計画を定め、「建設泥土の工事間利用に関する確認書」(**様式18**)を取り交わし、保管していること。

P.25(抜粋)

② 建設泥土リサイクル伝票の使用
処理土等の運搬に当たっては、「建設泥土リサイクル伝票」(様式一覧表No.19)を使用する。

P.25(抜粋)

(1) 再資源化施設経由の工事間利用の適用条件

⑤ 対策部会で調整済みの工事であること。また、国発注工事の場合は関東協議会等で調整済みの工事であること。

P.25(抜粋)

⑦ 発生側及び利用側工事の発注部局が利用計画を定め、「建設泥土の工事間利用に関する確認書」(様式一覧表No.16)を取り交わし、保管していること。

P.25(抜粋)

(2) 再資源化施設の適用条件

① 再資源化施設の選定方法
再資源化施設の選定にあたっては、コブリス・プラスの検索機能を活用する。

P.26(抜粋)

② 再資源化の計画及び報告

受注者は、再資源化施設の活用にあたっては、発注者に「建設泥土再資源化等計画書」(様式一覧表No.8)を提出する。

また、建設泥土の運搬の完了時には、「建設泥土再資源化等実績書」(様式一覧表No.8)を提出する。

P.26(抜粋)

(2) 再資源化施設の適用条件

⑥ 再資源化施設の要件
ウ コブリス・プラス登録施設であること。

P.27(抜粋)

(1) 個別指定により工事間利用を行う工事

⑥ 対策部会で調整済みの工事であること。また、国発注工事、その他国発注工事及び公益事業者発注工事の場合は関東協議会等で調整済みの工事であること。

P.27(抜粋)

⑧ 「建設泥土の工事間利用に関する確認書」(様式一覧表No.16)を取り交わし、保管していること。

P.28(抜粋)

ア 「産業廃棄物再生活用業指定申請書」(様式一覧表No.12)は、利用側の発注者が作成する。

P.25(抜粋)

② 建設泥土リサイクル伝票の使用
処理土等の運搬に当たっては、「建設泥土リサイクル伝票」(様式21)を使用する。

P.25(抜粋)

(1) 再資源化施設経由の工事間利用の適用条件

⑤ 利用調整会議で調整済みの工事であること。また、国発注工事の場合は関東協議会等で調整済みの工事であること。

P.26(抜粋)

⑦ 発生側及び利用側工事の発注部局が利用計画を定め、「建設泥土の工事間利用に関する確認書」(様式18)を取り交わし、保管していること。

P.26(抜粋)

(2) 再資源化施設の適用条件

① 再資源化施設の選定方法
再資源化施設の選定にあたっては、COBRISの検索機能を活用する。

P.26(抜粋)

② 再資源化の計画及び報告

受注者は、再資源化施設の活用にあたっては、発注者に「建設泥土再資源化等計画書」(様式11)を提出する。

また、建設泥土の運搬の完了時には、「建設泥土再資源化等実績書」(様式11)を提出する。

P.27(抜粋)

(2) 再資源化施設の適用条件

⑥ 再資源化施設の要件
ウ COBRIS登録施設であること。

P.28(抜粋)

(1) 個別指定により工事間利用を行う工事

⑥ 利用調整会議で調整済みの工事であること。また、国発注工事、その他国発注工事及び公益事業者発注工事の場合は関東協議会等で調整済みの工事であること。

P.28(抜粋)

⑧ 「建設泥土の工事間利用に関する確認書」(様式18)を取り交わし、保管していること。

P.28(抜粋)

ア 「産業廃棄物再生活用業指定申請書」(様式14)は、利用側の発注者が作成する。

P.28(抜粋)

エ 利用側の工事主管課は、建設泥土発生工事の追加等の変更が生じる場合には、「変更届」(様式一覧表No.13)を廃棄物所管部局に提出する。

オ 利用側の工事主管課は、東京都廃棄物規則第 29 条の 2 に基づき、「産業廃棄物再生活用業実績報告書」(様式一覧表No.14)を廃棄物所管部局に提出する。

P.29(抜粋)

② 建設泥土リサイクル伝票の使用

建設泥土改良土の運搬に当たっては、「建設泥土リサイクル伝票」(様式一覧表No.19)を使用する。

P.29(抜粋)

(1) 再資源化施設経由の工事間利用を行う工事の範囲

⑤ 対策部会で調整済みの工事であること。また、国発注工事、その他国発注工事及び公益事業者発注工事の場合は関東協議会等で調整済みの工事であること。

⑥ 発生側及び利用側工事の発注部局が利用計画を定め、「建設泥土の工事間利用に関する確認書」(様式一覧表 No.16)を取り交わし、保管していること。

(2) 再資源化施設の適用条件

① 再資源化施設の選定方法

再資源化施設の選定にあたっては、コブリス・プラスの検索機能を活用する。

P.30(抜粋)

② 再資源化の計画及び報告

受注者は、再資源化施設の活用に当たっては、発注者に「建設泥土再資源化等計画書」(様式一覧表No.8)を提出する。

また、建設泥土の運搬の完了時には、「建設泥土再資源化等実績書」(様式一覧表No.8)を提出する。

P.31(抜粋)

ア 「産業廃棄物再生活用業指定申請書」(様式一覧表No.12)は、利用側の発注者が作成する。

エ 利用側の工事主管課は、東京都廃棄物規則第 29 条の 2 に基づき、「産業廃棄物再生活用業実績報告書」(様式一覧表No.14)を廃棄物所管部局に提出する。

P.32(抜粋)

② 建設泥土リサイクル伝票の使用

建設泥土改良土の運搬に当たっては、「建設泥土リサイクル伝票」(様式一覧表No.19)を使用する。

P.32(抜粋)

(1) 海面処分場の覆土材利用の適用条件

③ 第1種～第3種処理土に相当する品質まで改質処理したものであり、第3章第3の技術的運用基準に定める品質を有しているものであること。

P.29(抜粋)

エ 利用側の工事主管課は、建設泥土発生工事の追加等の変更が生じる場合には、「変更届」(様式 15)を廃棄物所管部局に提出する。

オ 利用側の工事主管課は、東京都廃棄物規則第 29 条の 2 に基づき、「産業廃棄物再生活用業実績報告書」(様式 16)を廃棄物所管部局に提出する。

P.29(抜粋)

② 建設泥土リサイクル伝票の使用

建設泥土改良土の運搬に当たっては、「建設泥土リサイクル伝票」(様式21)を使用する。

P.30(抜粋)

(1) 再資源化施設経由の工事間利用を行う工事の範囲

⑤ 利用調整会議で調整済みの工事であること。また、国発注工事、その他国発注工事及び公益事業者発注工事の場合は関東協議会等で調整済みの工事であること。

⑥ 発生側及び利用側工事の発注部局が利用計画を定め、「建設泥土の工事間利用に関する確認書」(様式 18)を取り交わし、保管していること。

(2) 再資源化施設の適用条件

① 再資源化施設の選定方法

再資源化施設の選定にあたっては、COBRISの検索機能を活用する。

P.31(抜粋)

② 再資源化の計画及び報告

受注者は、再資源化施設の活用に当たっては、発注者に「建設泥土再資源化等計画書」(様式 11)を提出する。

また、建設泥土の運搬の完了時には、「建設泥土再資源化等実績書」(様式11)を提出する。

P.32(抜粋)

ア 「産業廃棄物再生活用業指定申請書」(様式 14)は、利用側の発注者が作成する。

エ 利用側の工事主管課は、東京都廃棄物規則第 29 条の 2 に基づき、「産業廃棄物再生活用業実績報告書」(様式 16)を廃棄物所管部局に提出する。

P.33(抜粋)

② 建設泥土リサイクル伝票の使用

建設泥土改良土の運搬に当たっては、「建設泥土リサイクル伝票」(様式 21)を使用する。

P.33(抜粋)

(1) 海面処分場の覆土材利用の適用条件

③ 第1種～第4種処理土に相当する品質まで改質処理したものであり、第3章第3の技術的運用基準に定める品質を有しているものであること。

P.32(抜粋)

(1) 海面処分場の覆土材利用の適用条件

⑤ 対策部会で調整済みの工事であること。

⑦ 発生側と利用側工事の発注部局が利用計画を定め、「海面処分場の覆土材利用に関する確認書」(様式一覧表No.17)を取り交わし、保管していること。

P.34(抜粋)

① 書面による連絡

海面処分場の覆土材利用の実施に当たり、発生側工事及び廃棄物埋立事業者は、綿密に連絡・調整を行うものとする。なお、申請に当たっては、「一体施工システム内処理土搬入申請書」(様式一覧表No.7)を使用する。

② リサイクル伝票等の使用

建設発生土又は建設泥土改良土の運搬に当たっては、「リサイクル伝票」(様式一覧表No.11)、「建設泥土リサイクル伝票」(様式一覧表No.19)等を使用する。

P.34(抜粋)

(1) 新海面処分場の基盤整備用材利用(工事現場改良)の適用条件

⑤ 対策部会で調整済みの工事であること。

P.35(抜粋)

⑦ 発生側及び利用側工事の発注部局が利用計画を定め、発生側の発注部局が、東京港埠頭㈱の受入要領及びこれに定める受入基準、様式等に基づいて、申請を行うこと。なお、必要な場合は、「新海面処分場の基盤整備用材利用に関する確認書」(様式一覧表No.18)を取り交わし、保管する。※

P.36(抜粋)

② リサイクル伝票の使用

建設発生土又は建設泥土改良土の運搬に当たっては、「リサイクル伝票」(様式一覧表No.11)又は「建設泥土リサイクル伝票」(様式一覧表No.19)を使用する。

P.37(抜粋)

(1) 新海面処分場の基盤整備用材利用(再資源化施設改良)対象工事の適用条件

⑤ 対策部会で調整済みの工事であること。

⑦ 発生側及び利用側工事の発注部局が利用計画を定め、「新海面処分場の基盤整備用材利用に関する確認書」(様式一覧表No.18)を取り交わし、保管していること。

② 再資源化の計画及び報告

受注者は、再資源化施設の活用にあたっては、発注者に「建設泥土再資源化等計画書」(様式一覧表No.8)を提出する。

また、建設泥土の運搬の完了時には、「建設泥土再資源化等実績書」(様式一覧表No.8)を提出する。

P.34(抜粋)

(1) 海面処分場の覆土材利用の適用条件

⑤ 利用調整会議で調整済みの工事であること。

⑦ 発生側と利用側工事の発注部局が利用計画を定め、「海面処分場の覆土材利用に関する確認書」(様式19)を取り交わし、保管していること。

P.35(抜粋)

① 書面による連絡

海面処分場の覆土材利用の実施に当たり、発生側工事及び廃棄物埋立事業者は、綿密に連絡・調整を行うものとする。なお、申請に当たっては、「一体施工システム内処理土搬入申請書」(様式10)を使用する。

② リサイクル伝票等の使用

建設発生土又は建設泥土改良土の運搬に当たっては、「リサイクル伝票」(様式13)、「建設泥土リサイクル伝票」(様式21)等を使用する。

P.36(抜粋)

(1) 新海面処分場の基盤整備用材利用(工事現場改良)の適用条件

⑤ 利用調整会議で調整済みの工事であること。

P.36(抜粋)

⑦ 発生側及び利用側工事の発注部局が利用計画を定め、発生側の発注部局が、東京港埠頭㈱の受入要領及びこれに定める受入基準、様式等に基づいて、申請を行うこと。なお、必要な場合は、「新海面処分場の基盤整備用材利用に関する確認書」(様式20)を取り交わし、保管する。※

P.37(抜粋)

② リサイクル伝票の使用

建設発生土又は建設泥土改良土の運搬に当たっては、「リサイクル伝票」(様式13)又は「建設泥土リサイクル伝票」(様式21)を使用する。

P.38(抜粋)

(1) 新海面処分場の基盤整備用材利用(再資源化施設改良)対象工事の適用条件

⑤ 利用調整会議で調整済みの工事であること。

⑦ 発生側及び利用側工事の発注部局が利用計画を定め、「新海面処分場の基盤整備用材利用に関する確認書」(様式20)を取り交わし、保管していること。

② 再資源化の計画及び報告

受注者は、再資源化施設の活用にあたっては、発注者に「建設泥土再資源化等計画書」(様式11)を提出する。

また、建設泥土の運搬の完了時には、「建設泥土再資源化等実績書」(様式11)を提出する。

P.39(抜粋)

(2) 新海面処分場の基盤整備用材利用(再資源化施設改良)対象施設の適用条件

- ⑥ 再資源化施設の要件
再資源化施設で改良を行い、建設泥土改良土を海面処分場の基盤整備用材として利用
する場合には、以下の要件を満たさなければならない。
ア 都内に立地する施設であること。
イ 都知事の廃棄物処理法上の許可を受けた施設であること。
ウ **コブリス・プラス**登録施設であること。

P.40(抜粋)

(2) 新海面処分場の基盤整備用材利用(再資源化施設改良)対象施設の適用条件

- (1) 再資源化施設の選定方法
再資源化施設の選定にあたっては、**コブリス・プラス**の検索機能を活用する。ただし、同
年度の近接工事等から得られた情報により、あらかじめ搬出するべき再資源化施設の情報が
把握できている場合は、この限りでない。なお、受注者は、優良な再資源化施設を選定するよ
う努めるものとする。

P.39(抜粋)

(4) 再資源化の計画及び報告

受注者は、再資源化施設の活用にあたっては、発注者に「建設泥土再資源化等計画書」(**様式一
覧表 No.8**)を提出し、最終処分先、有価物の主な引取り先等について記載する。
また、建設泥土の運搬の完了時には、「建設泥土再資源化等実績書」(**様式一覧表 No.8**)を提出
するとともに、有価物として売却した場合は「建設泥土リサイクル証明書(有価物)」(**様式一覧表
No.9**)を、中間処理後に建設資材製造施設へ搬入した場合は「建設泥土リサイクル証明書(建設
資材化)」(**様式一覧表 No.10**)を、再資源化施設に作成させ、提出するものとする。なお、中間処
理後に最終処分する場合は「適正処理証明書(建設泥土)」(**様式一覧表 No.20**)を、最終処分場
に作成させ、提出するものとする。

P.40(抜粋)

(5) 建設資材原料化の計画

建設資材原料化の実施にあたっては、工事の計画・設計段階で各機関が建設資材製造工場と協
議し、その要求品質、搬入量、搬入方法、搬入時期等について決定しておく。
また、受注者は、建設資材原料化の実施にあたっては、「建設泥土再資源化等計画書」(**様式一
覧表 No.8**)を提出し、また、その完了時には「建設泥土再資源化等実績書」(**様式一覧表 No.8**)を
提出する。

P.43(抜粋)

④「建設泥土再資源化等実績書」

建設泥土再資源化等実績書(**様式一覧表 No.8**)は、建設泥土を建設資材製造工場に搬出した
場合又は再資源化施設に搬出した場合に必要なものであり、受注者が2部作成し、1部を監督員
に提出、1部を自ら保管する。(工事完了後1年間)

P.39(抜粋)

(2) 新海面処分場の基盤整備用材利用(再資源化施設改良)対象施設の適用条件

- ⑥ 再資源化施設の要件
再資源化施設で改良を行い、建設泥土改良土を海面処分場の基盤整備用材として利用する
場合には、以下の要件を満たさなければならない。
ア 都内に立地する施設であること。
イ 都知事の廃棄物処理法上の許可を受けた施設であること。
ウ **COBRIS**登録施設であること。

(2) 新海面処分場の基盤整備用材利用(再資源化施設改良)対象施設の適用条件

- (1) 再資源化施設の選定方法
再資源化施設の選定にあたっては、**COBRIS**の検索機能を活用する。ただし、同年度の近接
工事等から得られた情報により、あらかじめ搬出するべき再資源化施設の情報が把握できている
場合は、この限りでない。なお、受注者は、優良な再資源化施設を選定するよう努めるものとす
る。

P.41(抜粋)

(4) 再資源化の計画及び報告

受注者は、再資源化施設の活用にあたっては、発注者に「建設泥土再資源化等計画書」(**様式
11**)を提出し、最終処分先、有価物の主な引取り先等について記載する。
また、建設泥土の運搬の完了時には、「建設泥土再資源化等実績書」(**様式 11**)を提出するととも
に、有価物として売却した場合は「建設泥土リサイクル証明書(有価物)」(**様式 12-1**)を、中間処
理後に建設資材製造施設へ搬入した場合は「建設泥土リサイクル証明書(建設資材化)」(**様式
12-2**)を、再資源化施設に作成させ、提出するものとする。なお、中間処理後に最終処分する場
合は「適正処理証明書」(**様式 22**)を、最終処分場に作成させ、提出するものとする。

P.41(抜粋)

(5) 建設資材原料化の計画

建設資材原料化の実施にあたっては、工事の計画・設計段階で各機関が建設資材製造工場と協
議し、その要求品質、搬入量、搬入方法、搬入時期等について決定しておく。
また、受注者は、建設資材原料化の実施にあたっては、「建設泥土再資源化等計画書」(**様式 11**)
を提出し、また、その完了時には「建設泥土再資源化等実績書」(**様式 11**)を提出する。

P.45(抜粋)

④「建設泥土再資源化等実績書」

建設泥土再資源化等実績書(**様式 11**)は、建設泥土を建設資材製造工場に搬出した場合又は再
資源化施設に搬出した場合に必要なものであり、受注者が2部作成し、1部を監督員に提出、1部
を自ら保管する。(工事完了後1年間)

(2) リサイクル状況を記録した資料の提出

①「リサイクル伝票」等

受注者は、建設泥土を搬出する場合において、 manifests を交付する必要のない品目については、工事完了時に搬出数量を確認するため「リサイクル伝票」(様式一覧表 No.11) (又は「建設泥土リサイクル伝票」(様式一覧表 No.19) を監督員に提示する。

②「建設泥土リサイクル証明書」

受注者は、建設泥土をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合は、セメント工場等の建設資材製造施設等が発行した「建設泥土リサイクル証明書」(様式一覧表 No.9、10) (写しでもよい。) を監督員に提示する。

③「工事記録写真」・「manifests」

受注者は、建設泥土のリサイクル状況写真について、「工事記録写真」を監督員に提出する。また、建設泥土の運搬及び処分を行う場合において manifests が必要な場合は、 manifests の写しを監督員に提示する。

P.48(抜粋)

(4) 処理施設設置に当たっての注意点

⑥ 都市計画法、建築基準法、廃棄物処理法、騒音規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、**宅地造成及び特定盛土等規制法**等の関連法規を遵守すること。

P.57(抜粋)

(7) 海面処分場の覆土材利用

海面処分場の覆土材として利用する材料は、第1種～第3種処理土の品質に相当するものであって、覆土作業に支障を生じないものとする。

なお、一体の施工システム処理土のうち、脱水処理土であって74 μ m以下のもの等は混合処理や安定処理を行うものとし、処理方法及び試験方法等については、海面 処分場の廃棄物埋立事業者(東京都環境局)と協議するものとする。

P.60(抜粋)

(5) 一体の施工システム内処理土の覆土材利用

ア 搬出先の名称:海面処分場

イ 搬出先の所在地:**東京都江東区海の森三丁目地先ほか**

ウ 連絡先:環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

TEL03-5321-1111 内線42-882

エ 土質ローム、シルト、砂質土、レキ質土等

オ 土量:○○○m³

カ 土質条件:搬出に先立ち、**土壌汚染対策法施行規則及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則**に従った土質試験を地山状態で実施し、その結果を上記事務所に連絡すること。

キ 要求品質:第1種～第3種処理土に相当する品質に改良すること。

(2) リサイクル状況を記録した資料の提出

①「リサイクル伝票」等

受注者は、建設泥土を搬出する場合において、 manifests を交付する必要のない品目については、工事完了時に搬出数量を確認するため「リサイクル伝票」(様式 13) (又は「建設泥土リサイクル伝票」(様式 21) を監督員に提示する。

②「建設泥土リサイクル証明書」

受注者は、建設泥土をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合は、セメント工場等の建設資材製造施設等が発行した「建設泥土リサイクル証明書」(様式 12) (写しでもよい。) を監督員に提示する。

③「工事記録写真」・「manifests」

受注者は、**ガイドラインに基づき**、建設泥土のリサイクル状況写真について、「工事記録写真」を監督員に提出する。また、建設泥土の運搬及び処分を行う場合において manifests が必要な場合は、 manifests の写しを監督員に提示する。

P.49(抜粋)

(4) 処理施設設置に当たっての注意点

⑥ 都市計画法、建築基準法、廃棄物処理法、騒音規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の関連法規を遵守すること。

P.58(抜粋)

(7) 海面処分場の覆土材利用

海面処分場の覆土材として利用する材料は、第1種～第4種処理土の品質に相当するものであって、覆土作業に支障を生じないものとする。

なお、一体の施工システム処理土のうち、脱水処理土であって74 μ m以下のもの等は混合処理や安定処理を行うものとし、処理方法及び試験方法等については、海面 処分場の廃棄物埋立事業者(東京都環境局)と協議するものとする。

P.61(抜粋)

(5) 一体の施工システム内処理土の覆土材利用

ア 搬出先の名称:海面処分場

イ 搬出先の所在地:**中央防波堤外側埋立地内**

ウ 連絡先:環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

TEL03-5321-1111 内線42-882

エ 土質ローム、シルト、砂質土、レキ質土等

オ 土量:○○○m³

カ 土質条件:搬出に先立ち、**土壌環境基準**に従った土質試験を地山状態で実施し、その結果を上記事務所に連絡すること。

キ 要求品質:第1種～第4種処理土に相当する品質に改良すること。

P.64(抜粋)

(11) 一体の施工システム外処理土の一般指定による覆土材利用

ア 搬出先の名称:海面処分場

イ 搬出先の所在地:東京都江東区海の森三丁目地先ほか

ウ 連絡先:環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

TEL 03-5321-1111 内線 42-882

エ 土質ローム、シルト、砂質土、レキ質土等

オ 土量:〇〇〇m³

カ 土質条件:搬出に先立ち、**土壤汚染対策法施行規則及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則**に従った土質試験を地山状態で実施し、その結果を上記事務所に連絡すること。

キ 要求品質:第1種～第3種処理土に相当する品質に改良すること。

P.65(抜粋)

(14) 一体の施工システム外処理土の個別指定による覆土材利用

ア 搬出先の名称:海面処分場

イ 搬出先の所在地:東京都江東区海の森三丁目地先ほか

ウ 連絡先:環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

TEL 03-5321-1111 内線 42-882

エ 土質ローム、シルト、砂質土、レキ質土等

オ 土量:〇〇〇m³

カ 土質条件:搬出に先立ち、**土壤汚染対策法施行規則及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則**に従った土質試験を地山状態で実施し、その結果を上記事務所に連絡すること。

キ 要求品質:第1種～第3種処理土に相当する品質に改良すること。

P.66(抜粋)

(16) 再資源化施設内改良土の一般指定による工事間利用

搬出先の**再資源化**施設は、受注者が「建設副産物情報交換システム」(**コブリス・プラス**)等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を再資源化施設に確認して、適切に選定する。

P.67(抜粋)

(17) 再資源化施設内改良土の一般指定による基盤整備用材利用

搬出先の**再資源化**施設は、受注者が「建設副産物情報交換システム」(**コブリス・プラス**)等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を再資源化施設に確認して、適切に選定する。

P.65(抜粋)

(11) 一体の施工システム外処理土の一般指定による覆土材利用

ア 搬出先の名称:海面処分場

イ 搬出先の所在地:**中央防波堤外側埋立地内**

ウ 連絡先:環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

TEL 03-5321-1111 内線 42-882

エ 土質ローム、シルト、砂質土、レキ質土等

オ 土量:〇〇〇m³

カ 土質条件:搬出に先立ち、**土壤環境基準**に従った土質試験を地山状態で実施し、その結果を上記事務所に連絡すること。

キ 要求品質:第1種～第4種処理土に相当する品質に改良すること。

P.66(抜粋)

(14) 一体の施工システム外処理土の個別指定による覆土材利用

ア 搬出先の名称:海面処分場

イ 搬出先の所在地:**中央防波堤外側埋立地内**

ウ 連絡先:環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

TEL 03-5321-1111 内線 42-882

エ 土質ローム、シルト、砂質土、レキ質土等

オ 土量:〇〇〇m³

カ 土質条件:搬出に先立ち、**土壤環境基準**に従った土質試験を地山状態で実施し、その結果を上記事務所に連絡すること。

キ 要求品質:第1種～第4種処理土に相当する品質に改良すること。

P.67(抜粋)

(16) 再資源化施設内改良土の一般指定による工事間利用

搬出先の**再現化**施設は、受注者が「建設副産物情報交換システム」(**COBRIS**)等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を再資源化施設に確認して、適切に選定する。

P.68(抜粋)

(17) 再資源化施設内改良土の一般指定による基盤整備用材利用

搬出先の**再資源化**施設は、受注者が「建設副産物情報交換システム」(**COBRIS**)等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を再資源化施設に確認して、適切に選定する。

P.68(抜粋)

(20) 再資源化施設の利用

搬出先の再資源化施設は、受注者が「建設副産物情報交換システム」(コブリス・プラス)等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を再資源化施設に確認して、適切に選定する。

P.69(抜粋)

(21) 施工計画書の添付書類

キ 建設泥土の再資源化等計画書

建設泥土の再資源化等計画書は、建設泥土を建設資材製造工場に搬出する場合又は再資源化施設を活用する場合に必要なものであり、2部作成し、1部を監督員に提出、1部を自ら保管すること。

ク 物質収支計算書

泥水循環方式及び泥土圧方式を採用する場合は、物質収支計算書を作成し添付する。

P.70(抜粋)

(20) 再資源化施設の利用

搬出先の再資源化施設は、受注者が「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を再資源化施設に確認して、適切に選定する。

P.70(抜粋)

(21) 施工計画書の添付書類

コ 建設泥土の再資源化等計画書

建設泥土の再資源化等計画書は、建設泥土を建設資材製造工場に搬出する場合又は再資源化施設を活用する場合に必要なものであり、2部作成し、1部を監督員に提出、1部を自ら保管すること。

サ 物質収支計算書

泥水循環方式及び泥土圧方式を採用する場合は、物質収支計算書を作成し添付する。

P.70

提出書類の様式

各様式の電子データは、東京都都市整備局のホームページ(https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/shoshigen/recy)の建設リサイクルガイドライン様式一覧及び建設泥土リサイクル指針様式一覧に掲載

P.71

提出書類の様式

P.71

建設泥土関係様式一覧表

No.	様式名称	作成者	提出時期	提出先	備考
1	「建設泥土調査票」	設計担当者	前年度	対策部会	東京都建設リサイクルガイドライン参照
2	「処理土等供給(受入)調査票」	設計担当者	前年度	対策部会	
3	「リサイクル計画書」 基本(予備)設計段階 詳細(実施)設計段階 解体工事用 積算段階	設計業務受託者	業務完了時	委託者	
4	「リサイクル阻害要因説明書」 積算段階 工事完了段階	設計業務受託者	業務完了時	委託者	
5	「再生資源利用計画(実施)書」 建設資材搬入工事用	工事受注者	着手・完了時	監督員	
6	「再生資源利用促進(実施)書」 建設副産物搬出工事用	工事受注者	着手・完了時	監督員	
7	「一体施工システム内処理土搬入申請書」	工事主管課長	着手時	環境局	建設泥土リサイクル指針様式一覧参照
8	「建設泥土再資源化等計画(実績)書」	工事受注者	着手・完了時	監督員	
9	「建設泥土リサイクル証明書(有価物)」	再資源化施設	施工・完了時	監督員	
10	「建設泥土リサイクル証明書(建設資材)」	再資源化施設	施工・完了時	監督員	
11	「リサイクル伝票」	工事受注者	施工・完了時	監督員	
12	「産業廃棄物再生活用業指定申請書」	工事主管課担当者	申請時	環境局	
13	「変更届」	工事主管課担当者	変更時	環境局	
14	「産業廃棄物再生活用業実績報告書」	工事主管課担当者	工事完了時	環境局	
15	「建設泥土再生利用計画書(自ら利用)」	工事受注者	工事着手時	監督員	
16	「建設泥土の工事間利用に関する確認書」	工事受注者	工事着手時	監督員同士	
17	「海面処分場の覆土材利用に関する確認書」	工事受注者	工事着手時	環境局	
18	「新海面処分場の基盤整備用材利用に関する確認書」	工事受注者	工事着手時	港湾局	
19	「建設泥土リサイクル伝票」	工事受注者	工事完了時	監督員	
20	「適正処理証明書(建設泥土)」	最終処分業者	施工完了時	監督員	

P.72

建設泥土関係様式一覧表

NO	様式名	作成者	提出時期	提出先	備考
1	「建設泥土調査票」	設計担当者	前年度	利用調整会議	P74
2	「処理土等供給(受入)調査票」	設計担当者	前年度	利用調整会議	ガイドライン参照
3	「リサイクル計画書」 基本(予備)設計段階 詳細(実施)設計段階 解体工事用 積算段階	設計業務受託者	業務完了時	委託者	ガイドライン参照
4	「リサイクル阻害要因説明書」 積算段階 工事完了段階	設計業務受託者	業務完了時	委託者	ガイドライン参照
5	「再生資源利用計画(実施)書」 建設資材搬入工事用	工事受注者	着手・完了時	監督員	ガイドライン参照
6	「再生資源利用促進(実施)書」 建設副産物搬出工事用	工事受注者	着手・完了時	監督員	ガイドライン参照
7	「一体施工システム内処理土搬入申請書」	工事主管課長	着手時	環境局	P75
8	「建設泥土再資源化等計画(実績)書」	工事受注者	着手・完了時	監督員	P76
9	「建設泥土リサイクル証明書(有価物)」	再資源化施設	施工・完了時	監督員	P77
10	「建設泥土リサイクル証明書(建設資材)」	再資源化施設	施工・完了時	監督員	P79
11	「リサイクル伝票」	工事受注者	施工・完了時	監督員	P80
12	「産業廃棄物再生活用業指定申請書」	工事主管課担当者	申請時	環境局	P81
13	「変更届」	工事主管課担当者	変更時	環境局	P83
14	「産業廃棄物再生活用業実績報告書」	工事主管課担当者	工事完了時	環境局	P84
15	「建設泥土再生利用計画書(自ら利用)」	工事受注者	工事着手時	監督員	P85
16	「建設泥土の工事間利用に関する確認書」	工事受注者	工事着手時	監督員同士	P86
17	「海面処分場の覆土材利用に関する確認書」	工事受注者	工事着手時	監督員対担当者	P87
18	「新海面処分場の基盤整備用材利用に関する確認書」	工事受注者	工事着手時	監督員対担当者	P88
19	「建設泥土リサイクル伝票」	工事受注者	工事完了時	監督員	P89
20	「適正処理証明書(建設泥土)」	最終処分業者	施工完了時	監督員	P90

東京都建設リサイクルガイドライン(抜粋)

建設泥土調査票

※同一工事で搬出と調査の両方を行う場合は、「搬出の行」と「調査の行」を分けて入力する。

No.	発注局 (区市町村)	部課担当者名	担当氏名	電話番号	メールアドレス	調査票記入日	工事情報			建設泥土情報				
							工事名	工事場所	工事概要	搬出/調査(㎡)	搬出/調査(月)	土量(m ³)	期間	希望する建設土の活用方法【搬出/調査】 (プルダウンから選択)
1	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	03-5388-3231	〇	2025 年 10 月 20 日	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	2025 年 10 月	2025 年 12 月	100 ㎥	【搬出】新海面処分場整備備用材(都発注工事に係る)	〇〇工事
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														

P.73(抜粋)

建設泥土調査票 (年度)							
1 担当者情報	機 関 名		部 課 係 名			担当者氏名	
						フリガナ	
						漢 字	
	電 話		F A X		メー ル		調査票記入日
TEL 内線				@		年 月 日	
2 工事情報	工 事 件 名				工 事 場 所		
	全 体 工 期				建設泥土発生期間		
	年 月 から 年 月 まで		年 月 から 年 月 まで		年 月 から 年 月 まで		
3 土量情報	工 事 概 要				搬 出 時 間		土 質
					1. 昼間 2. 夜間 3. 昼夜間		1.砂質土 2.シルト 3.粘性土 4.ローム 5.礫質土 6.その他
	有効利用の形態	利用方法の区分	建設泥土の改良等	年度		年度	
				土 量	土 工 期	土 量	土 工 期
自ら利用	自ら利用による現場内利用を希望			m ³	年 月から 年 月まで	m ³	年 月から 年 月まで
	自ら利用による工事間利用を希望			m ³	年 月から 年 月まで	m ³	年 月から 年 月まで
	一体の施工システム内処理土 ^{※1} として工事間利用を希望			m ³	年 月から 年 月まで	m ³	年 月から 年 月まで
	一般指定制度を活用した工事間利用を希望(都発注工事)	発現場内での改良等あり		m ³	年 月から 年 月まで	m ³	年 月から 年 月まで
		現場外の再資源化施設にて改良		m ³	年 月から 年 月まで	m ³	年 月から 年 月まで
	個別指定制度を活用した工事間利用を希望(区市町村等発注工事)	発現場内での改良等あり		m ³	年 月から 年 月まで	m ³	年 月から 年 月まで
現場外の再資源化施設にて改良			m ³	年 月から 年 月まで	m ³	年 月から 年 月まで	
海面処分場の覆土材としての利用	一体の施工システム内処理土 ^{※1} として覆土材利用を希望			m ³	年 月から 年 月まで	m ³	年 月から 年 月まで
	一般指定制度を活用した覆土材としての利用を希望(発現場内での改良等あり)(都発注工事)			m ³	年 月から 年 月まで	m ³	年 月から 年 月まで
	個別指定制度を活用した覆土材としての利用を希望(発現場内での改良等あり)(区市町村等発注工事)			m ³	年 月から 年 月まで	m ³	年 月から 年 月まで
新海面処分場の基盤整備用材としての利用(都発注工事に限る)	一体の施工システム内処理土 ^{※1} として基盤整備用材利用を希望			m ³	年 月から 年 月まで	m ³	年 月から 年 月まで
	一般指定制度を活用した基盤整備用材としての利用を希望	発現場内での改良等あり		m ³	年 月から 年 月まで	m ³	年 月から 年 月まで
		現場外の再資源化施設にて改良		m ³	年 月から 年 月まで	m ³	年 月から 年 月まで
再資源化施設の利用	再資源化施設への搬入を希望			m ³	年 月から 年 月まで	m ³	施設名 件 名
その他				m ³	年 月から 年 月まで	m ³	機関名 件 名
				m ³	年 月から 年 月まで	m ³	機関名 件 名
				m ³	年 月から 年 月まで	m ³	機関名 件 名
				m ³	年 月から 年 月まで	m ³	機関名 件 名
				m ³	年 月から 年 月まで	m ³	機関名 件 名
				m ³	年 月から 年 月まで	m ³	機関名 件 名
4 その他の条件							

※「一体の施工システム内処理土」とは、一体の施工システム内のホッパー、ピット等の手前に設置した処理工程により、泥状を呈しない状態にまで改良し、建設発生土として利用するものをいう。

一体施工システム内処理土搬入申請書

年 月 日

環境局資源循環推進部
埋立調整担当課長 様

発注機関名(機関・部局名)：

工事主管課長職氏名：

下記のとおり 海面処分場の覆土材として一体の施工システム内処理土を搬

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
発 注 者 連 絡 先	(部局・課・担当名)
	(監督員職・氏名)
	(電話番号等) TEL： FAX： (会社名)
受 注 者 連 絡 先	(担当者職・氏名)
	(電話番号等) TEL： FAX： (会社名)
処 理 土 の 運 搬 業 者	
処 理 土 の 搬 出 時 期	年 月 日 ~ 年 月 日
処 理 土 質 の 品	・第1種処理土 <input type="checkbox"/> ・第2種処理土 <input type="checkbox"/> ・第3種処理土 <input type="checkbox"/>
搬 入 土 量	m ³ (トン)

一体施工システム内処理土搬入申請書

年 月 日

環境局資源循環推進部
埋立調整担当課長 様

発注機関名(機関・部局名)：

工事主管課長職氏名：

下記のとおり 海面処分場の覆土材として一体の施工システム内処理土を搬

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
発 注 者 連 絡 先	(部局・課・担当名)
	(監督員職・氏名)
	(電話番号等) TEL： FAX： (会社名)
受 注 者 連 絡 先	(担当者職・氏名)
	(電話番号等) TEL： FAX： (会社名)
処 理 土 の 運 搬 業 者	
処 理 土 の 搬 出 時 期	年 月 日 ~ 年 月 日
処 理 土 質 の 品	・第1種処理土 <input type="checkbox"/> ・第2種処理土 <input type="checkbox"/> ・第3種処理土 <input type="checkbox"/> ・第4種処理土 <input type="checkbox"/>
搬 入 土 量	m ³ (トン)

<u>リサイクル伝票</u>		
NO _____		
_____年 ____月 ____日		
発生側工事	工事件名	担当者氏名
	工事場所	年月日
	受注者名	
処理方法	脱水処理、ときほぐし、安定処理、その他 ()	
品 質	第1種、第2種、第3種、第4種	
土 量	(m ³ 、 t)	
運 搬 者	運搬会社名	運転者氏名
	所在地	
	運搬車両	
	運搬車両番号	
利用側工事	工事件名	担当者氏名
	工事場所	
	受注者名	
備 考		

<u>リサイクル伝票</u>		
NO _____		
_____年 ____月 ____日		
発生側工事	工事件名	担当者氏名
	工事場所	年月日
	請負者名	
処理方法	脱水処理、ときほぐし、安定処理、その他 ()	
品 質	第1種、第2種、第3種、第4種	
土 量	(m ³ 、 t)	
運 搬 者	運搬会社名	運転者氏名
	所在地	
	運搬車両	
	運搬車両番号	
利用側工事	工事件名	担当者氏名
	工事場所	
	請負者名	
備 考		

建設泥土リサイクル指針様式一覧

海面処分場の覆土材利用に関する確認書

年 月 日

(排出側工事所管課長)

甲

(排出側工事現場代理人)

乙

(利用側事業所管課長)

丙

甲、乙及び丙は、下記の通り、甲が発注し乙が元請となる工事において排出される建設泥土を改良した物を、丙（環境局廃棄物埋立管理事務所）の廃棄物埋立事業において、覆土材として利用する予定であることについて、確認する。

建設泥土の排出を予定している工事 (発注者 甲) (元請工事業者 乙)	工事件名			
	工事場所			
	工事概要			
	甲 担 当	局部課名		
		担当者名		
		連絡先		
	乙 担 当	部課担当名		
担当者名				
連絡先				
建設泥土改良土の利用を予定している事業 (廃棄物埋立事業者 丙)	事業名	海面処分場の廃棄物埋立事業		
	事業場所	海面処分場		
	事業概要	海面処分場の廃棄物埋立に伴う覆土作業		
	担 当	局部課名	環境局 廃棄物埋立管理事務所 埋立指導担当	
		担当者名		
連絡先		〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
覆土材利用の概要	覆土材利用 予定量	排出予定量	(m ³ ・t)	
		利用予定量	(m ³ ・t)	
	排出予定時期	年 月 日～ 年 月 日		
	利用予定時期	年 月 日～ 年 月 日		
	利用用途	廃棄物埋立作業のための覆土材		
	利用品質	第1種～第3種処理土		
乙が丙に支払う料金	0円			
その他必要な事項 (性状及び荷姿等)	第1種～第3種処理土をダンプトラックに積載			
産業廃棄物処分業者への委託の有無	有・無	処分業者の名称 許可番号		

(注) 1 性状等に変更があった場合には、乙は丙に文書等で通知するものとする。
2 再生活用終了後、丙は乙にリサイクル伝票を返送するものとする。
3 本件再生利用に問題が生じた場合には、甲乙丙で協議するものとする。

P.86

海面処分場の覆土材利用に関する確認書

年 月 日

(排出側工事所管課長)

甲

(排出側工事現場代理人)

乙

(利用側事業所管課長)

丙

甲、乙及び丙は、下記の通り、甲が発注し乙が元請となる工事において排出される建設泥土を改良した物を、丙（環境局廃棄物埋立管理事務所）の廃棄物埋立事業において、覆土材として利用する予定であることについて、確認する。

建設泥土の排出を予定している工事 (発注者 甲) (元請工事業者 乙)	工事件名			
	工事場所			
	工事概要			
	甲 担 当	局部課名		
		担当者名		
		連絡先		
	乙 担 当	部課担当名		
担当者名				
連絡先				
建設泥土改良土の利用を予定している事業 (廃棄物埋立事業者 丙)	事業名	海面処分場の廃棄物埋立事業		
	事業場所	海面処分場		
	事業概要	海面処分場の廃棄物埋立に伴う覆土作業		
	担 当	局部課名	環境局 廃棄物埋立管理事務所 〇〇課	
		担当者名		
連絡先		〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
覆土材利用の概要	覆土材利用 予定量	排出予定量	(m ³ ・t)	
		利用予定量	(m ³ ・t)	
	排出予定時期	年 月 日～ 年 月 日		
	利用予定時期	年 月 日～ 年 月 日		
	利用用途	廃棄物埋立作業のための覆土材		
	利用品質	第1種～第4種処理土		
乙が丙に支払う料金	0円			
その他必要な事項 (性状及び荷姿等)	第1種～第4種処理土をダンプトラックに積載			
産業廃棄物処分業者への委託の有無	有・無	処分業者の名称 許可番号		

(注) 1 性状等に変更があった場合には、乙は丙に文書等で通知するものとする。
2 再生活用終了後、丙は乙にリサイクル伝票を返送するものとする。
3 本件再生利用に問題が生じた場合には、甲乙丙で協議するものとする。

--	--	--